型管理(保管・廃棄等)における 未来志向型の取引慣行に関する研究会

これまでの検討結果等・報告(案)

平成29年4月14日

型管理(保管・廃棄等)における 未来志向型の取引慣行に関する研究会

1. 型等の管理等のかかる現状について

以下に係る記述は、本研究会事務局(経済産業省及び本事業の委託先)において、ヒアリングや文献調査等を通じて収集した情報を元に記載している。

(1) 型管理等に係るマニュアルの存在

自動車等メーカーにおいては、既に量産が終了した部品等(補給部品)に関する取扱いについてのマニュアルが整備され、多くの場合、型等の管理・廃棄についても、当該マニュアルにおいて定められている(別紙1)。

(2) 型管理等に係るベストプラクティスの紹介

型等の管理・廃棄等については、従来、関係者においてその取扱い等の適正 化に向け検討がなされてき長年の課題であるが、一方で、関係者においてベス トプラクティスが積み重なっているところもである。

ここでは、サプライチェーン全体での取組を更に進めるために、自動車業界や素形材業界における、型管理(保管・廃棄等)に関するベストプラクティス¹をとりまとめた。

- 1) ルールの明確化・共有化に向けた取り組み事例
- <u>経過年数とオーダ実績から生産を打切る制度</u>があり、下記のように運用している。
 - ・毎年生産中止品番を決定し、不要な型・設備の廃却啓蒙も含めて、仕入 先に案内
 - ・また、当社提示の永久必要数を一括生産の上、型・設備を廃却できる制度もあり、取引先に活用を啓蒙。

上記制度により型・設備廃却後に再生産を依頼する際には、その費用が 仕入先の負担とならないようにしている。

- 金型廃棄にあたり、サプライチェーンの川上に位置する受託事業者(素形材メーカー等)は、川下の自動車メーカーの廃棄許可が下りるまで廃棄できない(川中の部品メーカーも自動車メーカーの許可がなければ廃棄を指示できない)。このため、あらかじめ廃棄時期を明確化する観点から、自動車メーカーと部品メーカー 及び 部品メーカーと素形材メーカー等との間での売買基本契約書等の契約当初より、型保管期限、破棄等の条項を記載して取引を行っている。
- <u>金型廃棄についてはルール(車両生産打ち切り後○年の時点で、受注が過去○年間に○個の部品等)を明確にしており</u>、取引先からそれらの基準をもとに金型の廃棄申請書を提出してもらい検討している。

一般社団法人日本自動車工業会「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」別添1等より抜粋。

- 1次取引先より 2次取引先以降にも金型廃却を促すために、2016 年 4 月より毎年取引先に発信する<u>『金型廃却ルール』に「2次/3次取引先への金型</u>廃却水平展開をお願い」という依頼を追加した。
- 自社の金型廃棄のルールが取引先にどの程度周知されているかを調査し、 改めて取引先にそうしたルールの周知徹底を行っている。

2) 不要な型の廃棄を推進している取り組み事例

- 取引先からの廃棄申請については、取引先様との連絡システムを通じて受け付けており、社内関係部門への確認作業もシステムを使って処理している。 処理が滞らないように毎日システムから処理を促す為の案内を購買担当者に出すことで早期の廃棄につなげている。
- ティア1に対する「補給部品共通化活動」の説明会等を実施し、仕入先からも補給部品の共通化提案をいただくとともに、<u>グループ会社(中小、但し出資関係は無し)に対し、型廃却を目的とした一括生産のための推進支</u>援を行い、旧型補給部品の金型を多数廃却を行った。
- 「部品種類削減活動」を進め、補給部品の部番点数を大幅に削減。これらの活動により、サプライヤーの型保管等の費用負担軽減に寄与している。この活動では一部に<u>ティア 1 サプライヤーと協力しティア N サプライヤー</u>の型・部品種類を削減する活動も進めている。
- 貸与金型のリストを年一回受注者に送り、未使用金型の引き取り、廃却を 行っている。こうした定期的な確認に加え、個別製品ごとにより柔軟な対 応も行えるよう、量産中止時に取引先と協議して対応を決定している。

3) 型の保管に係る費用負担の適正化を図っている取り組み事例

- 一般社団法人日本鋳造協会が作成をした「鋳物用貸与模型の取り扱いに関する覚書」を締結。自社にて型リストを作成し、一定年数使用されていない型を抽出して返却及び廃棄を要請。引き続き保管を依頼された場合に保管費用の支払を交渉。保管費用についてはメンテナンス費を始め、土地建物の固定資産税や原価償却費を勘案して坪単位で設定している。型保管費用支払の交渉の中で、型の返却及び廃棄につながり大きな負担減となっている。
- 金型の所有権は全て発注者にあり、量産終了後に金型保管に関する書面契約を結び発注者が受注者に保管費用を支払い、受注者が金型を一定期間(2年間)保管している。契約期間終了後は、原則金型は廃棄するが、発注者が受注者に要請した場合には、再契約を行い同様に発注者負担で受注者が金型を保管している。
- 日本鋳造協会が標準モデルとして作成した「鋳物用貸与模型の取り扱いに関する覚書」を参考に、<u>当事者間の個別事情を踏まえた覚書を締結し、これに基づき型保管費用を支払っている。</u>

2. 本研究会において、今後検討したい論点等

型等の管理等については、ベストプラクティスにあるように、①ルールの明確化・共有 化、②不要な型の廃棄、③型の保管に係る費用負担の適正化に向けた取り組みが引 き続き行われ、サプライチェーン全体で共有されていくことが望ましい。

他方、事務局が型等の管理等についてサプライチェーンの各企業にヒアリングを実施したところでは、型等の適正な管理等に向けて、何らかの業界におけるスタンダードのようなもの、実務上の参考になるようなマニュアルのようなものがあると、都度の調整・協議コスト等の削減や効率的な事務運営の観点から望ましいのではないか、との声も聞かれたところ。

また、研究会の場では、「自動車メーカー・部品メーカー間」と「部品メーカー間」とで、業務の形態・特性が大きく異なるため、こうした違いも踏まえた検討が必要との指摘もあったところ。

本研究会では、上記を踏まえつつ、型等の管理等の適正化の具体化に向け、引き続き検討を行っていく予定。その際に検討を深めていきたいと考えている事項は以下の通り。

※ なお、検討に際しては、サプライチェーンの各層において異なる取引実務 への落とし込みや、適正化・付加価値向上に向けた取組み(型の廃棄促進含む)の実行性の確保という点にも留意。また、以下の検討事項については、 今後の研究会での議論や企業へのヒアリング等を通じ、加除・見直され得るものである点に留意。

●「型等の管理」に関する基本的な方向性・留意点等について

- ※ 特に、量産が終了した部品等について、その製造に必要な型等に係る取扱いの基本的な考え方。量産終了や廃番の通知のタイミングやその基準、当該部品代の再見積の必要性やそのあり方、協議のタイミングや手続き(定期的な協議・見直しの可否等) 等
- ●型管理・保管に係る費用についての基本的な考え方について
 - ※ 費用算出に際して考慮すべき事項 等
- ●マニュアル等の整備・共有・開示についての考え方について
 - ※ マニュアル等の自動車等のセットメーカーや部品等のサプライヤー、サプライヤー間での共有等のあり方 等
- ●実務上の参考となり得るマニュアル(例)等について
- ●その他
 - ※ 今後のフォローアップのあり方 (PDCAサイクル) について 等

「型管理」に係るマニュアルの例(案) (一部の自動車セットメーカーとその取引先において活用されている マニュアルをベースにしたエッセンス)

平成29年3月31日 経済産業省・中小企業庁

本マニュアル例は、自動車セットメーカーにおいて実際に活用されているマニュアルを参考に、<u>経済産業省・中企庁においてそのエッセンスをまとめたもの</u>である。

参考としたマニュアルは、各自動車セットメーカーに策定され広く展開されているものではないものの、当該マニュアルのエッセンスをサプライチェーン全体で共有することは、型管理の適正化を進める上で参考となるものと考えている。

なお、本マニュアルは、記載すべき事項を必要十分にカバーしたものではなく、 あくまで今後の研究会等における検討の参考にするためにまとめたものである点 に留意すること。

1. 発注者において整備されている各マニュアルで記載されている項目例

- (1)制度の基本的な考え方
- (2) (部品等の) 供給年限を区切る場合の基準やその対象部品
- (3) (部品等が) 一括残置生産の対象となる場合の基準やその対象部品
- (4) (部品等を) 一括買い上げ・保管する場合の基準やその対象部品
- (5) (部品等の) 再生産を発注する場合の基準等
- (6) 設備・型・治工具の廃却手続き
- (7) 余剰品が発生した場合の処理手続き
- (8) 部品統合に係る諸手続
- (9) 間い合わせ窓口

(定義)

- ※ 一括残置生産:一定の個数をあらかじめ一括で生産した上で、型・設備を廃却するもの。原則、生産した部品等の保管は受注者で行う(残置)。
- ※ 一括買い上げ:一定の個数をあらかじめ一括で生産した上で、型・設備を廃却するもの。原則、生産した部品等の保管は発注者で行う(買い上げ)。
- ※ 再生産:発注者の承認を得て型・設備を廃却した後に、生産の必要が生じた場合に 生産を発注するもの。
- ※ 余剰品:一括残置生産により生産した部品等の在庫で一定年数経過したもの(経過年数の定めは各社で異なる)
- ※ 旧型:一般的には量産が終了した製品の部品等の製造にかかる型。

2. 項目例毎のマニュアル記載概要例と解説

- (1)制度の基本的な考え方
- ✔ 継続生産する場合の考え方。
- ✓ 一括残置生産や一括買取り生産の場合の考え方。
- ✔ 再生産の場合の考え方。

箬

(2) 供給年限について

- ①内容:発注している部品等の需要量と旧型に移行してからの経過年数のマトリクスにより、発注者において生産の打ち切る判断を行う。
 - ⇒ 受注先において、関連部品の型・設備の廃却が可能となる。

②基準・対象:発注者において、例えば以下のようなマトリクスにより、部品 毎の供給年限(供給打ち切り)を判断。

対象となる部品の 基準・分類 等	旧型へ移行した後の 経過年数	年間の受注量
●●部品 (例:エンジン)	●年	年間で●個 or 直近●年平均で●個 等
	•••	•••
	• • •	•••
◇◇部品 (例:內外装)	◇年	年間で●個 or 直近●年平均で●個 等
	•••	•••
	•••	• • •

対象	主な品目
□●部品	・・・。(例:シリンダーブロック、ピストン等)
◇◇部品	・・・。(例:フレーム、シート、インパネ等)

※ 「上記基準に該当しない場合には個別相談」との記載もあり。

(3) 一括残置生産について

①内容:「旧型」に移行後、一定の年数を経過したものについて、一定の個数をあらかじめ一括で生産した上で、型・設備を廃却するもの。原則、生産した部品等の保管は受注者で行う(残置)。

⇒ 受注先において、関連部品の型・設備の廃却が可能となる。

②基準・対象

対象となる部品	生産数	保管責任	備考
旧型後、 ●年経過品	●年で、 年●個以下	受注者 ※ or 発注者	・共通化・統合化ができないこと。・品質劣化等、長期保管に問題がないこと
• • •	• • •	• • •	• • •
●年経過前であって、別途発注者 が判断した部品		同上	・年間の発注量から、発注 者が一括残置生産に該当す ると判断したもの

※保管を受注者に依頼する場合は、必要経費等は発注者が負担する。

③申請先·申請時期

申請内容	申請先	時期
一括生産数提示依頼	●●部	随時
一括生産依頼	●●部	随時
• • •	• • •	• • •

(4) 一括買い上げ・保管について

①内容:「旧型」に移行後、一定の年数を経過したものについて、一定の個数をあらかじめ一括で生産した上で、型・設備を廃却するもの。原則、生産した部品等の保管は発注者で行う(買い上げ)。

⇒ 受注先において、関連部品の型・設備の廃却が可能となる。

②基準・対象

山井江水平市口	11 . * 	四松士は	/++: - 1/
対象となる部品	生産数	保管責任	備考
旧型後、 ●年経過品	●年で、 年●個以下	発注者	・共通化・統合化ができない こと。 ・品質劣化等、長期保管に問 題がないこと
• • •	• • •	• • •	• • •
●年経過前であって、別途発注 者が判断した部品		同上	・年間の発注量から、発注者 が一括残置生産に該当すると 判断したもの

※ 運用除外とする部品もあり。

③申請先・申請時期

申請内容	申請先	時期
一括生産数提示依頼	●●部	随時
一括買上げ・保管依頼	●●部	随時
• • •	• • •	• • •

(5) 再生産について

再生産を依頼する場合	納期(リードタイ	費用負担
	ム)	
一度廃却承認をした部品につ	原則、協議	発注者負担
いて、再生産を依頼する場合		
一括生産/買取り実施後、在	原則、協議	発注者負担
庫切れのおそれにより再生産		
を依頼する場合		

- ※ 再生産に備えた図面保管依頼に係る記述有り。
- ※ 廃却の合意が得られていない部品等に係る型を受注者の判断のみで廃却して

しまった場合の再生産費用は受注者負担との注記あり。

(6) 設備・型・治工具の廃却

- ※ 設備・型・治工具の廃却申請手順や廃却基準。
- ※ 例外規定等について定めている場合有り。
 - 例)型・治工具を共有している他の発注者の部品が継続生産となっている場合
 - 例) 他の受注者が生産する発注者向け部品の構成部品として継続生産となっている場合

(7) 余剰品処理

※ 一括残置生産により生産した部品等について、余剰が生じている場合の取扱い。

対象	申請者	申請内容	申請先	時期等
一括残置生産の後、一 定年数経過して在庫/ 余剰がある場合	受注者	今後必要数 提示依頼	〇〇部〇〇	定期/随時
	受注者	余剰品費用 補償申入れ	〇〇部〇〇	定期/随時
• • •	• • •	• • •	• • •	• • •

(8) 部品統合

※ サービス部品等の統合基準についての定め。

(9) 問合せ窓口

発注/納入関連	〇〇部〇〇 〇〇
補償/価格関連	
その他	
• • •	• • •

以上